文法史の時代區分

森重敏

一

國語にも文法的事實が存在する以上は、この事實の認識についての理論と歴史とが成立すべきである。理論とは文法論であり、文法的事實が歴史的自然として自己自身をいかに形成してゐるかといふ法則の認識である。それは必ず一貫した體系に組織せられることを要請する。歴史とはここにいふ文法史であり、文法的事實が歴史的世界として自己自身をいかに形成し來ったかといふ時代の認識である。精神科學としての歴史すなはち歴史學としての歴史は、その根柢に行爲的に歴史することとしての歴史そのものを豫想し、後者においてはじめて前者の現實的なものとなるわけであるが、そのやうな本來の歴史としての後者において、しかも一方的否定の側面として知的に認識する歴史が前者であり、いま問題の文法史ももとよりこの前者に屬する。

歴史的自然は歴史的世界が時代的に推移するその基體として、つねに時代を繰返す永遠性と現在性をもち、あらゆる時代的時間がそこにおいて生れ、またあらゆる時代的時間がそこにおいて消されてゆくところである。したがってそれは、歴史的時間的であるとともに歴史的時間的ならざるものである。この意味において理論的體系としての文法的事實はなは歴史的現實的なものであり、精神科學的法則性を保つとともに、非歴史的純粹論理的な意味の世界の法則性にも關與する。フェルディナン・ド・ソシュールが汎時論的立場の可能性を認めつつも、それが言語の具體的事實にはとどかない獨立的な一般原理をもつにとどまるといった言葉も（小林英夫一九三九年改訳新版「言語學原論」一二九頁）、この意味においてならば首肯しうるであらう。歴史的世界は、このやうな時間的にして時間的ならざる歴史的自然が、自己自身を時間的な時代といふ特殊な形に限定するところに成立する。特殊な形としての時代は、すでに特殊であることによって、諸時代として並存せねばならない。諸時代はしたがってまた、相互に個性的構造をもち、非連續的な完結性と未完結的な連續性とを同時にもたねばならない。このやうな諸時代の特殊はすなはち歴史的世界において相互連關的にあり、前者は後者を一般として限定せられたまさにその特殊である。各時代が繰返すことなき唯一回性とつねに繰返す獨立的存在性とをもって共存し、かつ各自直ちに歴史的自然においてありつつ歴史的世界全體とその構造を同じくすることは、詳言するまでもない。文法史が時代の認識であるといふのは、以上のごとき意味における時代の認識としての歴史であるのである。

時枝誠記氏が言語學を理論的體系の學に局限し、言語史學を歴史學へ追ひ入れようとせられるとき、言語のいはゆる變遷の基礎を個人的な言語行爲の完結性に求められたことは（「言語學と言語史學との關係」國語學叢説所載、「國語における變の現象について」國語學第二輯、氏自身の國語學の體系が個人的心理主義、對象論理の立場を脱せず、ために言語そのもののもつ歴史的世界性が重要視せられることなく、さらには歴史的世界が世界としてもつ社會性への洞察が事實上なされえずして終り（佐藤喜代治氏「言語過程説についての疑問」國語學第二輯）、言語史についても、當然時代の概念の提起せらるべきところに個人的な心理主觀の概念がおかれることになったのであらう。しかしながら、言語の歴史は、個人的な言語行爲の完結性の頂點を觀察的に連ねることによって認識せられるものではない。それは、言語が言語自身をいかに限定したかといふ時代とその推移とを、歴史的操作的に見出すといふ方法によらねばならない。言語史學は歴史學の一部である前に、言語學そのものに、その理論的體系の學とともに、かつそれと同等の資格において、屬するのである。おほよそ、その學的對象に對する歴史的立場を缺き、乃至は補助的にしかとらない精神科學は、それ自體無意味であり無力である。

ソシュールが文法學は共時的および意味的であり、いはゆる史的文法とは實は通時言語學にほかならないといふとき（「言語學原論」一七八頁）、それは、歴史的自然としての文法的事實の體系的法則性にのみ偏した見方をし、その體系的法則自身が歴史的には歴史的世界として時代的に推移するといふ歴史的法則性を見落してゐるのである。しかもまたそれは、彼れの共時論と通時論の視點が言語の精神科學として淺い立場のものにすぎないことを露呈したことでもある。たしかに、さきに言及したとほり、文法的事實は體系的法則としては意味的なものに關與する、しかしながら體系が同時に諸時代に跨るものではないといふ見方は（同上）、單にソシュール的共時論の立場がいはしめることにすぎない。理論的體系としての文法的法則は、同時に諸時代に跨ることができるし、むしろ跨らねば成立しえないものなのである。それは歴史的自然の本性が要請する必然である。文法論をある特定の時代乃至時期に限って立てることは單なる便宜以上には出ないのであって、嚴密にはあらゆる時代を一擧に扱はねば論にならないのである。いな、ソシュール的共時論の時は、ここにいふ歴史的時代としての時代の概念をもたない。それは單に任意に切りとられうる質的外延量的な心理的時間における言語的事象の對象化のうへに立つのみである。時枝氏のいはれたやうに、それは時間の觀念を伴ふものである、ただしその時間は單なる心理的時間であり、またそこに、草木の幹の横斷面に容易に比較せられうる所以もある。また、このやうな共時論的時間の集積において通時論的時間が成立すると了解せられることも、前者の時間の心理的なものにすぎないことから來るのであり、かつ後者の時間もが同じく心理的なものでしかないことを示してゐる。ソシュールの通時論的立場は、龜井孝氏も指摘せられたやうに（「國語の變遷と變史」國語學第十七輯）、勿論歴史的時間的な時代的統一を豫想しない。それは心理的時間のうへに立つ限り、單なる言語的事象の變遷をあとづけうるにすぎない。事象の變遷は事實の歴史にならないのである。通時的に變遷をあとづける立場は、共時的に論ずることと實は單に言語的事

象に對する相補的な作業であることにとどまる。通時論も共時論もともに淺い時間と空間とにおいて言語的事實を言語的事象に截りとり、歴史にならないのみならず、理論としても、同時に諸時代に跨る體系を考へえない不徹底なものとなるのである。龜井氏が言語の歴史をその變遷から區別しようとせられ、また規範の名によって歴史をそれの交替として考へようとせられ、その歴史が共時態の立體像をゑがき共時論的な構造と機能から言語のいはゆる變遷を解釋するしごとであるといはれたことは、もしその規範なるものがここにいふ時代の概念に當り、その共時態が時代的統一をもつ意味のものであり、その共時論的構造機能がここにいふ理論的體系と事實上同じいならば、かれこれ討論するまでもなく最初から正しい見解なのである。共時論も通時論もあらゆる時代をその對象領域としなければ、理論としても徹底した意味を得ることはできない。

かくして、理論と歴史とは歴史的時間的にして歴史的時間的ならざる時代を中心として、まさに對應する。理論の法則の多様が歴史の時代の多様によって見出されるものであることはいふまでもないが、歴史の時代の多様の推移も理論の法則の多様な自己限定として龜井氏のいはゆる解釋せられねばならない。したがって兩者は、文法についていへば、文法的事實の操作のしかたによって相關的に變化する。たとへば、歴史的現在の推移によって理論も歴史も相關的に書きかへられねばならない、時代區分もそれにしたがって動くのである。山田孝雄氏の奈良朝文法史・平安朝文法史などにおける文法史は、氏の理論的體系としての日本文法論をもって、任意に切りとられた奈良朝期・平安朝期などといふ時間における變遷する文法的事象を一方的に演繹したものであり、一種のソシュール的共時論的體系であるとともに、ソシュール的通時論的體系への企圖を含むものであって、勿論嚴密な文法史ではない。文法史の時代區分は從來いろいろに試みられたでもあらうが、たとへば右山田氏の其れもその一例となるやうに、文法論と必然的に相關乃至對應することのない、あるいは、たとへば小林好日氏の日本文法史のやうに、事象の變遷を一方的にたどるに急で何ら學的批判への反省も見られない、その意味において任意な區分が多かったとすれば、なほ考察し直さるべきものをもってゐるのであらう。いな、時代區分が時代の歴史的具體的內容の形式であり、內容形式の兩者が不可分の關係にある以上、それはつねに文法史の根本問題であり、理論的體系組織への企圖をもつ今の私の歴史的現實においての最初の問題とならねばならないのである。

二

私はいま、文法史の時代をつぎの三つに區分する。

第一の時代―古代　推古天皇の頃から南北朝期末まで
第二の時代―中世　室町期初頭から德川期明和年間まで
第三の時代―近代　德川期安永年間から現在まで

任意的區分としての奈良朝期平安朝期院政鎌倉期などを含む量的には比較的長いこの古代の、歴史的時代としての文法的事實の特質は、文における斷續の關係が卓越的に表面に出、文における論理的關係が裏面に退いてゐるところにある。斷續の關係は狹義にはいはゆる係り結びの關係である。係り結びは奈良朝期以前か

らすでに嚴存し、平安朝中期に至って成熟したが、やうやく係りとしての係助詞の多様が「こそ、ぞ」特に「こそ」に局限せられてゆくことにおいて凋落的傾向をとりつつも、なほこの關係自體としては維持せられた。したがって平安朝中期の三代集以下の和歌、源氏物語を中心とする物語に見られる係り結びの成熟と多様とをもって、古代の頂點的代表とすることができる。また、これらにおいてもっとも特徴的に見られるであらうが、論理的關係すなはち主として格の關係は明瞭にあらはされない。たとへば主語の省略せられることが甚だしく、あるいは句と句との句格的關係が綿々として把へにくい。勿論このことは、格の關係が亂れ、非論理的であるといふことではない。事實、たとへば漢文訓續語系統の文體をもつもの、內容の文藝——口誦性をもつ、乃至文字による——的であるよりも論說的であるものにおいては、整々として論理的關係はあらはである。このこと自體、それが裏面的であるといふこと乃至は係り結びの關係が表面的であるといふことと何ら矛盾しない、むしろ一つの特質でさへあるといってよい。また、たとへば枕詞序詞を含む廣義の懸詞は、この時代においても斷續の關係のありかたとして特徵的であるが、同時にそれは論理的格の關係としても嚴密な構成をもつ。ほとんど第二の頂點ともいへる軍記物語その他における道行文についても、このことはまったく同樣であり、これをむしろ古代的懸詞の成熟した形であるとも見ることができる。なほ、古代の上限を推古天皇の頃としたのは、國語が文字に定着した現在溯りうる限りのところであり、右のごとき古代一般の特質に別に反しないといふ單なる消極的な理由によったまでである。

中世を室町期初頭をもって始めることには積極的な理由がなければならない。それは第一に、謠曲と連歌とがここから實質的には異ってゐるからである。もっともこれらは南北朝期末に事實上は成立してゐたのであるから、その意味において南北朝期末を古代から中世への過渡期と見てよい。

第二には、いはゆるお伽草子の推定的に溯りうる上限がここにあるからである。もっとも文献としてのお伽草子は、狂言記などとともに、德川初期の成立にかかるものがほとんどであり、したがって室町期のものとしてもそこに德川初期の文法的事實が反映してゐないとは保しがたい。しかしながらこのやうな文献のありかた自體、この兩期乃至德川中期までを、かへって一時代とする一つの理由にもならないことはないであらう。この時代の文法的事實の歷史的特質は、文における斷續の關係と論理的關係とがいづれも不整に亂れてゐるところにある。斷續の斷と續とが明瞭でなく、格の論理的關係のねぢれた曲流文は、すでに謠曲の詞章において成立してをり、近松の淨瑠璃の完成に至って成熟し、同時に西鶴の浮世草子にも獨自の文體として成熟した。これらも廣義における懸詞を含む文と稱しうるでもあらうが、曲流文とはならない古代の其れとは異質なものである。たとへば西鶴にあっては續くべきところを切り、接續副詞がはなはだ少く、切るべきところを接續助詞など、多くは「て」によって續けるといった、古代的な斷續にあへて反逆した斷續のありかたをとり、引用文と地の文とを融合し、主語のみならず格助詞までもの大膽な省略と轉用乃至は誤用をさへあへてし、一語を體用の二格に兼用することによってその語の意味に文法的重壓をかけるなど、いづれも斷續の

關係と論理的關係との分ちがたいまでの亂れをあらはしてゐるが文法的にもっとも目につきやすい係り結びの關係も甚しい亂れを見せる。これはしかしながら、必ずしもよくいはれるやうな西鶴一箇の特徴ではなく、また彼れと共時の人々のものであるのみでもなく、その源流はまさにお伽草子にしばしば見ることができるものである。西鶴、近松——さらには芭蕉の俳文における——のこれらいはゆる破格は、文法史的には古代的なものを基準的正格として破格と見るべきではなく、中世といふ時代の常格として解釋せられねばならない。西鶴におけるこのやうな破格の基盤は何よりもまづ談林の俳諧であったが、室町期の連歌以來の俳諧自體が、またあたかも斷續の明瞭を缺くものであり、かつそこにこそその生命があった。芭蕉の連句俳諧はその正統的な成熟である。その斷續の關係は、狹義の係り結びが一つの文の內におけるものであるに對して、そこから文の外の、すなはち文と文との間の、いはば前者が擴大的に亂れた、廣義の係り結びにほかならない。文とは發句附句のそれぞれの句であることは勿論である。そこでは、句と句との論理的關係がではなしに、むしろそれに反した移り響き匂ひなどもっぱら情意の世界が、文法的には單なる斷續の關係においてあらはされる。それぞれの句の內において狹義の係り結びが古代への保守性をもって正格に行はれた事實は、ここではとりあげらるべき時代的意味をもたない。また、この時代の亂れは、口語的なものにまづ起ったはずのものが、文語的なものに浸潤したことにも基盤をもつ。吉利支丹物抄物などの口語的なものが、まさにこの時代に文獻としての形を得たといふこと自體、文語と口語との相當の乖離といふ國語史的事實を裏書きするのであり、同時に、そのやうに特殊にまとまった口語的なものの資料のほとんどまったくないといふことが、古代における兩者の大體の近接的一致を推定せしめるのであるが、お伽草子乃至假名草子から西鶴の浮世草子に至る系列にも、相當程度の口語脈が存し、西鶴は期せずしていはゆる雅俗混淆乃至は一種の言文一致に達した觀がある。近代の言文一致運動の一部がここに着眼したのも當然である。かくして近松西鶴芭蕉の元祿期は、文法史としては中世の代表的頂點である。

以後明和年間まではいづれも亞流の時期であり、明らかに第三の時代への過渡的樣相を呈する。淨瑠璃は衰微し、芭門は分裂し西鶴以外の浮世草子や八文字屋本はやうやく西鶴的な曲流文を模しえなくなる。また、八文字屋本風のものとともに怪異小說を書き次代の讀本につながり、かつ國學者であった秋成においても、明らかに近代の特質が胚胎してゐる。

それはすなはち、文における論理的關係が卓越的に表面に出、斷續の關係が裏面に退いてゐるところにある。西鶴的な逆斷續、格の輕視はすでに八文字屋本から著しく少くなり、狹義の係り結びも使はれることが稀となり、もし使はれるならば擬古的正格に復してなされる。といふことは論理的關係が重要視せられたことでもある。讀本の正格正調はまさにその代表の一つである。馬琴によれば西鶴は文盲に等しかったのである。草雙紙の系列、酒落本滑稽本人情本の類の地の文は、なほ謠曲的乃至は淨瑠璃的なものを遺すむきもあるが、その地の文から明らかに區別せられて斷續の明瞭な引用的會話の文は、一見して明らかに現代東京語の祖であり、これまた代表の一つとなりうる。縣詞は近代のこのやうな

特質においては當然消滅し、わづかに語彙の輕口滑稽の類として生きる。前代の連句がこの時代に發句俳句となることも斷續の關係の後退にほかならない。ただし、この後退が斷續の關係の整々たることでもあることは、古代における論理的關係の後退の場合と同樣である。明治以後のいはゆる口語文の發達も、すでにこの時代の初頭に約束せられてゐたといってよい。言文一致の運動はこの近代のもつ文語的な擬古的正格正調と口頭語的な東京語の祖との、近代といふ時代自身の內における對立合一的な統一の運動であったと見うるからである。ここが近代の代表的頂點である。標準語の形成も、さらには初頭におけるシナ俗文學の、また明治以後の西歐語の飜譯も、近代の文法的事實の論理的なこと、乃至それを論理的にすることに與ってゐる。秋成が對峙した宣長において國學が學としての論理的な態度を確立し、いはゆる擬古文をものしたのも、またこの時代の初頭であった。

三

根來司氏の直話によれば、以上三時代の時代區分は、文法學史の其れにも示唆するところがあるといふ。まことに、連歌の作法書がてにをはに注意しはじめて事實上文法學が起ったのは、まさに中世への過渡としての古代末南北朝期の二條良基においてであった。成立時期不詳の手爾波大概抄もほぼこの時期のものであらう。これが以後の舊派の文法研究に展開して梅井道敏に至る時は中世末の明和年間である。宣長の詞玉緒、成章のあゆひ抄は近代初頭の安永年間に成立し、これら以後新派の文法研究が急速に發展する。私はこの文法史の時代區分と文法學史の其れとの吻合をかならずしも偶然なものとは思はない。しかしながら、もとより後者によって前者の時代區分への暗指を得たのでもない。暗指は文法的事實についての、時代的認識を志向する粗い事象變遷のあとづけと、未完成の、かつそこから構想するにすぎない理論的體系との兩々相俟つところから得たのである。しかしてそれは、すでに考叙したとほり、理論と歷史との對應としてまさにさうなければならないところである。

おほよそ、少くとも國語の文法的事實は、體系としては斷續の關係と論理的關係とを意味形態機能にわたるその根柢とするといへるであらう。私はこの考へをも含む小稿數章を書いて來たのでここに詳言することは避けるが（「應答詞とその分化」國語國文第二十一卷第二號、「間投助詞から終止としての係助詞へ」同第五號「係り結びの原理」同第二十二卷第五號、「並立助詞における副詞性助詞の成立」同第十一號、「群數および程度量――內屬判斷としての副助詞」同二十三卷第二、七號、「接續助詞の分類――句格」同二十四卷第二、三號、「接續副詞における助詞性副詞の成立」未發表）ここに關係する最少限においていふならば、いはゆる係り結びは、それをその一部分とする廣義の係り結び、すなはち斷續の關係のなかにおいて考へらるべきである。しかしてそのやうな斷續の關係といふ概念は、つねに論理的關係といふ概念と表裏的に一體であり、品詞の場合々々においてその表裏の程度は質的に變ずるものと考へられるのである。論理的關係の論理とは、たとへば格助詞のあらはすごとき對象論理的なもののみでなく、係助詞のあらはすごとき、語の嚴密な意味における論理、前者もそこからこそ成立し來る論理をば含むが、しかもそれは同時

に、廣義の斷續の關係があらはす情意の世界、論理がそこにおいて具體的に働くところの、論理をつつむ世界につながるのである。したがって二つの關係は表裏しつつも一體的であり、斷續の關係には多かれ少かれ論理的關係の意味を含むが、逆に、論理的關係によって斷續の關係のあらはす意味のすべてはあらはすことができない、すなはち、斷續の關係は論理的關係に原理上優先する。たとへば一般に副詞的なものはこのやうな斷續の關係の世界である。しかして二つの關係は文の分節——橋本進吉氏の文節にほぼ相當する——乃至は文にその形を得つつ、文乃至は連文としての國語を形成する。文における分節、連文における文は、あたかも歷史的世界における各時代のごとき非連續的連續の連關に立つ。それは決して時枝氏の入子型的な等質的連續の關係にはないおほよそ以上のやうな理論の視點は、歷史を、古代は斷續の關係が卓越して論理的關係が裏面化し、中世は過渡的に兩者が相俟って亂れ、近代は古代と逆の關係になったと解釋せしめる。このやうな時代の推移は、したがって歷史的法則の必然でもあるのである。

なほ、斷續と論理的との兩關係を同時的にもつ文法的概念として、活用がある。ここでは狹義の係り結びの結びの活用形と關聯して、活用言の連體形の終止形同化といふ現象を特に一應は注意せねばならない。しかしながらこれは、直接には音韻の變遷に關してをり、たとひ係り結びの結びとしてはこれによって意味形態機能の混一を來したとはいへるとしても、一般に音韻的同形化によって連體形と終止形とに斷續と論理的といふ文法的變化を來したわけではない、いな、同化以前から音韻的に同形の終止連體兩形をもつ種類の活用言は存してゐる。したがってこれは、以上の時代區分と直接の對照はないわけである。

最後に、右の時代區分乃至は各時代の內容を歷史的に操作するにあたって、私は文語的なものと口語的なものとに注意しつつも同時的に扱ひ、かならずしもその區別に重きをおかなかったが、その根據について簡略に述べるべき必要を感ずる。

純粹な口頭語としての口語は決して文字に移すことができないむしろ文字をもたないといふ點にこそ口頭語の本性がある。それはあたかも音聲をそのまま文字に——音標符號にではなく——移しえないのと似てゐる。しかも、口頭語の言語內容は、一貫した主題をもたず話題乃至は話題の外延量的な集積でしかない會話であるにとどまる。したがって口頭語は歷史にのこることができない、それを歷史することは本來不可能でもあり無意味でもある。

口頭語が文字に移されうるのは、一度び發言され終った後に、あたかもいはゆる發音通りの假名遣のごとく、筆錄せられる場合に始まる。たとへば講演などの速記がそれである。これは錄音せられるといふ特殊な場合を含めてもよい。これらの場合、その一度び發言せられ終ったものであるという點に、それがすでに言語內容として主題的統一をもつ對話であるべき本質を含むのであって、實はそれだけ文語に近づいた文語的口頭語である。書かれた原稿が話手において用意せられることがあるのもこれによるのであり、また、ここにこそ聞手において文字に移されうる契機があり、價値もあるのである。いまこれを假りに筆錄體の口語文といふ。これは歷史にのこることができる。

つぎに、話手が直ちに書手として文字をもって書き、聞手に對

して現前せずして直ちにその文字に向ふ讀手である場合が續く。これには、あたかも純粹の口頭語の場合と同樣に、書簡文におけるごとく讀手が個々の一個人であるときもあるが、一般的には、あたかも筆錄體の口語文の場合と同樣に、讀手が漠然たる複數の個人の集合全體である。このやうな書手と讀手とのありかたは、さらにいふならば、口頭語的會話性や筆錄體の口語文がなほ口頭語的としてのこす會話性のもつ言語內容としての主觀性乃至は方言にもつながる私的閉鎖性から脫せしめ、筆錄體の口語文が文語的として本有する對話性のもつ言語內容としての客觀性乃至は共通語標準語にもつながる公共的開放性を一段と顯現せしむべき聽手一般に、書手が書手自身の內において對するといふことである。ここにおいて言語內容はいよいよその主題的統一を深め、客觀的社會的論理的な對話性をもつものとなるのであって、眞の文語はこの勝義の口語文に始まるのである。これは積極的に歷史にのこらねばならない。

筆錄體の口語文は勿論すでに純粹の口頭語そのままではないがなほいはば發音式假名遣に似て口頭語に近い。これに對して勝義の口語文も一層口頭語そのままではありえず、すでに文字言語としてあるもの、すなはちその口頭語乃至は筆錄體の口語文の前時期乃至は前時代の文字言語に近づく。それは、その言語內容の客觀的社會的論理的歷史的な對話性が、前時期語前時代語のもつ時期時代を超えた古典的客觀性に必然的に結びつくからである。ここに一層客觀的社會的論理的歷史的な對話性をもつ言語內容の文語、勝義の文語が成立する。いはば歷史的假名遣に似たものである。したがってそれは、決してその時期時代の筆錄體の口語文乃至は口頭語と著しい懸隔のあるものでは本來ありえない、と同時に、かならず前時期時代的な古典語をも含む意味において、決してそれらと同一であることができない。たとへば、勝義の口語文において成立し、さらに勝義の文語において成熟する文字文藝や論說がそれである。その勝れた作品とせられるものは、筆錄體の口語文乃至は口頭語的な俗と古典的時期時代語的な雅との混淆、乃至は言文の一致においてしばしば完成せられた。それは個々の一個人としての聞手とともに、聽手一般としてのその集合全體者をも滿足せしめる言語內容をもち、個人的にして社會的、主觀的にして客觀的な基盤に立つ。これらこそ本來の勝れた意味において歷史にのこるものである。

しかしながら、前時期語前時代語は、その古典的客觀性とともに、單なる古語としての非社會性をももつ。ここに勝義の文語がやうやく狹義の文語すなはち文章語として固定する所以がある。たとへば現代における漢文、祝詞の文、候文などがそれである。これはたとひ一部では行はれるとしても、その硬化した對話性のゆゑにすでに歷史的時代性をもちえず、あたかも純粹な口頭語がその脆弱な會話性のゆゑに歷史にのこることができないのと對極的に、一應歷史に屍をのこすとしても、一つの歷史的時代の言語としてとりあぐべき價値の內容をもたない。一般に歷史的操作は取捨選擇を許すのであり、またさうでなければならない。純粹の口頭語と文章語とは、これを歷史の時代的認識の上からは扱ふ必要を見ないのである。

文語口語五種分類の理論はまたその歷史と對應するはずである。筆錄體の口語文はいはゆる筆錄文學として、發音式假名遣的

なものとしての萬葉假名によって上代に成立した。勝義の口語文は、假名といふ眞の文字によって王朝に成立した。勝義の文語は王朝以前が古典となった院政鎌倉期以降に成立した。定家の名において假名遣がはじめて問題となったことも隅然ではない。文章語は、王朝以前が古語となった江戸初期以降に成立した。契沖の歷史的假名遣の研究もここに始まってゐる。勝義の文語が室町期以後、その時代までの口頭語筆錄體の口語文との乖離によって、元祿期に一種の言文一致に達し、また勝義の文語乃至文章語が江戸後期以後、その時代までの口頭語筆錄體の口語文との乖離によって、明治期に自然的な言文一致に達したことは前節にも觸れた。それが現在、王朝以來ふたたびの勝義の口語文、いはゆる口語文として盛行してゐる。元祿期をうけた秋成の感情論的な發音式假名遣の主張も、明治期をうけてたびたび提唱せられ現代假名遣に至った發音式假名遣の試みも、歷史的意味はもってゐる。

以上、文字の本質を契機とする文語口語の理論と歷史は、文字がそれによってこそ言語の眞に言語といはるべきものとなる媒介であり、文字言語が音聲言語に優越する價値をもつことを考へしめるとともに、文語口語の區別がすなはちその言語內容の其れとなることを示す。文語と口語との根本的な相違はその語法の相違にあるなどといはれるが（橋本進吉氏「國語學概論」）實は文體の相違にあるのである。しからば、文法史について文語口語の區別を特に重要視して操作することは、原理上焦點のはづれた、對象への對しかたである。文法が言語の形式に屬するに對して、文體は言語の內容に關しており、本來文體史・文章史・文學史・文字史・國語一般史においてあり、文法史と密接な關聯にはあるとしても、一應區別せられねばならない。したがって兩者の時代區分もかならずしも一致しない。文法史は、勝義の文語と勝義の口語文、すなはち文學言語にまづその史料をとり、ついで筆錄體の口語文に及ぶべきであるといった視點から、文體としての文語口語を考慮に入れるものである。

從來國語史の時代區分について、漠然と室町期あたりを境として古代語と近代語とが立てられて來てもゐるが、すくなくとも文法史としては、その間に中世語を設定すべきである。さらにいふならば、古代と中世、中世と近代のそれぞれの間にも過渡期が存するのであり、各時代の內になほ古代的中世的近代的の區分も可能であらう。過渡期乃至は過渡の時代を明らかにしない歷史とは不可解である。ソシュール的通時態の觀念がここにも影響してゐるのではないか。私の三時代の區分は、理論におけるもっとも根柢的な、と考へる、斷續論理的の兩關係と對應する時代的認識によるものであるから、あるいは達觀的でありうるかもしれないがしかしながらなほ概觀の域を出ない。一層細密な各時代の內における時期區分とその特質などは、さらに史實と理論との詳密段階を追ひつつ相俟って對應的に施さるべきものである。（一九五五年五月二十六日）

—奈良女子大学助教授—